

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		子育て世帯訪問支援事業に係る利用の決定
根拠法令等及び条項		栃木市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条
	設定等年月日	令和7年 4月 1日設定 年 月 日最終変更
	標準処理期間	速やかに
審査 基準	根拠条項	栃木市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第3条
	参考事項	
	設定等年月日	令和7年 4月 1日設定 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市子育て世帯訪問支援事業実施要綱抜粋 (対象者)</p> <p>第3条 事業の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>(2) 食事、生活習慣等について、不適切な養育状態にある児童等の保護者であって、養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>(3) 若年妊婦等であって、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はそれに該当するおそれのある妊婦</p> <p>(4) その他市長が支援を必要と認めた者</p>	